妊産婦シェルター設置等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

泉佐野市　こども部　こども家庭課

妊産婦シェルター設置等業務委託公募型プロポーザル実施要領

１目　的

本要領は、妊産婦シェルター設置等業務（以下「本業務」という。）の委託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル「以下、「プロポーザル」という。」の実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

２ 業務概要

本業務については、「妊産婦シェルター設置業務」及び「妊産婦シェルター管理運営業務」を一体として発注することとする。

【１．妊産婦シェルター設置業務委託】

（１）業務名　　妊産婦シェルター設置業務委託

（２）業務内容

①　妊産婦シェルター（以下、「施設」という。）の設置場所の選定

内密出産の希望者の利用などの背景を鑑みて、適した場所を選定すること。

なお、設置場所は泉佐野市内に限る。

（建物については新築又は既設を問わない。ただし既設の建物を活用する場合、現行の建築基準法における耐震基準を満たすこと。）

②　施設の供用化に向けた整備

以下で示す部屋及び設備等、全ての要件を満たした施設とする。

ア　利用者が居住する部屋（３室以上）

（※部屋にはベッド、エアコン等の家具及び家電を設置すること。）

イ　事務室

ウ　相談室

エ　その他、事業の運用に必要な設備

（共用スペースには、通常の生活を営む上で必要な設備を設置すること。）

※本業務の実施に当たっては、こども家庭庁支援局長発出の、令和６年３月２９日付、こ支家第 184 号“妊産婦等生活援助事業の実施について”及び同日付、こ支家第 187 号“「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」について”において定める“妊産婦等生活援助事業実施要綱”及び“妊産婦等生活援助事業ガイドライン”の内容を踏まえて実施すること。

※設備については、受託者が調達及び費用を負担し、業務完了までに利用可能な状態にすること。

③　施設の設置に係る資料等の提出

業務の実施に当たり、以下の資料等を提出すること。なお、変更が生じる際は、その旨を市に報告し、市の了解のもと変更できることとする。

ア　設計図書（見取図、配置図、平面図、断面図その他本市が必要とする図面等）

イ　施工計画

ウ　導入設備一覧表（設備名・台数・仕様を原則添付することとする。）

エ　妊産婦等生活援助事業の施設としての届出に必要な様式

※施設は妊産婦等生活援助事業の施設として供用するため、大阪府への届出が必要となる。届出に当たり、大阪府から本市を介して施設に係る依頼を受けた場合、速やかにその求めに応じること。

※詳細は、仕様書を参照のこと。

（３）業務場所　泉佐野市が指定する場所
（４）業務期間　契約日から令和９年３月３１日まで
（５）見積限度額　１１，８２２，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
※見積限度額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額がこの見積限度額を超えた場合は失格とする。
（６）その他　本事業の実施に当たっては、建築基準法、消防法その他の関係法令、条例、規則、要綱を遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の要求仕様と照らし適宜参考とすること。また、関係法令、条例、規則、要綱、基準、指針等は全て公募時点において最新のものを参考とすること。
また、施設の所在地等については、一般公表しない情報であるため、設計図書、施工計画その他の関係資料の取扱いに注意すること。

【２．妊産婦シェルター管理運営業務委託】
（１）業務名　妊産婦シェルター管理運営業務委託
※事業実施に当たっては、次に掲げる者を配置すること。
①　支援コーディネーター（管理者）：１名
②　保健師、助産師又は看護師の資格を有する者：１名
③　母子支援員：１名
本施設は妊産婦等生活援助事業の施設とするため、支援コーディネーター（管理者）は、施設の適切な運営を管理するほか、支援計画の策定、母子生活支援施設や医療機関等の関係機関との連絡調整を適切に行うことができる者であること。また、施設に利用者がいる場合、年末年始を問わず、24 時間最低１名は生活支援が可能な人員を施設に配置すること。
（２）業務内容
①支援計画の策定
・「③生活支援」を実施する場合のほか、必要がある場合には策定すること。
・支援計画の策定に際しては、利用者の意向を十分に踏まえるとともに、利用者の心身の状況や生活状況など必要な情報を収集した上でアセスメントを行うこと。
・支援計画には、「支援上の課題」「課題解決のための支援目標」「目標達成のための具体的な支援内容及び方法」「利用者の意向」を記載すること。
②相談支援
・施設の利用者に対し、相談対応を実施する。なお、対象者に係る基礎的事項、相談内容を記録するとともに、適切に保管・管理すること。
③生活支援
ア　医療機関等と連携した健診等の同行
定期的な妊婦健診の受診を促進し、安心で安全な妊娠経過と出産を支援する。
イ　母子の健康管理等
適切に母子の健康状態を継続的に把握し、一貫した支援を提供する。
ウ　関係機関と連携した支援の実施
施設の利用者がより良い生活を送れるよう支援することを念頭に、意向を十分に踏まえた上で、具体的な支援計画を作成し、関係機関と連携して必要な支援

を提供し、又は支援を受けられるよう調整する。

エ　居室提供による生活支援

施設の利用者に対し、居室の提供を行い、食事の提供、また育児手技の指導や自立に向けた家事等の日常生活上の援助、住まいの確保に向けた支援等を行う。なお、居室提供期間については本市の指示に従うこととする。

④連絡調整等

・市又は関係医療機関からの求めに応じて、施設の利用者の意向を考慮したうえで定期的に情報共有を行うこと。

・施設の利用者に出産の兆候が現れた際は、関係医療機関及び市へ連絡すること。

⑤実績報告書等の作成

本業務について、毎月の実績報告書、また市から関係資料の求めがあった場合、これに応じること。

（３）業務場所　泉佐野市が指定する場所（市内に設置した施設）

（４）業務期間　契約日から令和１３年３月３１日まで

（５）見積限度額　１１２，３８０，０００円

（※社会福祉法第２条第３項第２号に規定する第二種社会福祉事業のため非課税）

見積書上の業務期間は令和９年４月から令和１３年３月まで（４８か月）とする。令和１０年度から令和１２年度までの３年間の債務負担行為を予定している。

（実際の業務開始時期は見積書上の業務期間と異なる可能性がある。）

※現時点で予算措置されておらず、供用開始に当たり、その必要性が認められ、かつ予算が措置された場合、本業務の受託者と別途運営管理の委託契約を締結することとする。なお、予算額も上記金額未満となることもある。

※見積限度額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。提案見積金額がこの見積限度額を超えた場合は失格とする。

（６）その他　本業務の実施に当たっては、こども家庭庁支援局長発出の、令和６年３月２９日付、こ支家第 184 号“妊産婦等生活援助事業の実施について”及び同日付、こ支家第 187 号“「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」について”において定める“妊産婦等生活援助事業実施要綱”及び“妊産婦等生活援助事業ガイドライン”の内容を踏まえて実施すること。

また、施設の所在地等については、一般公表しない情報であるため、情報の取扱いに注意すること。

３ 実施形式

（１）募集方法　公募型プロポーザル

（２）選定方法　事業者より提出された書類及びプレゼンテーションを基に所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

４ 日程（予定）

募集要領の公表（公告、ＨＰ掲載）	令和８年　９月２９日（火）
質問締切	令和８年１０月　６日（火）
質問に対する回答	令和８年１０月　９日（金）
参加申込書及び企画提案書の提出期限	令和８年１１月　２日（月）

企画提案審査	令和８年１１月１１日（水）
審査結果発表	審査終了後発表予定

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。なお、(10) 及び (11) は代表事業者の要件とする。

（１）法人格を有する団体又は複数の事業者（参加者を構成する法人で、本市と直接契約を締結する法人）で構成されるコンソーシアムとする。なお、コンソーシアムとする場合、本事業における役割を明確にすること。

（２）本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（５）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

（６）次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（７）税(国税及び地方税全般)の滞納がないこと

（８）業務一括再委託をしない者。

（９）宗教活動や政治活動を目的としない者。

(10) 過去２年以内に地方公共団体その他これらに準ずる団体と、妊産婦又は母子に関する支援について、受託等の契約実績を有する者。

(11) 妊産婦等生活援助事業者として認められる要件を満たし、かつ施設の供用の際、実施体制に必要な人材を配置できる者。（妊産婦等生活援助事業実施要綱参照。）

6　質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

（1）受付期間　令和８年９月２９日（火）から１０月６日（火）午後５時１５分まで

（2）受付方法　プロポーザル参加申込書（様式第１号）及び質問書（様式第４号）を記入の上、電子メールで提出するとともに電話で連絡すること。なお、電話又は口頭による質問には応じない。

（3）回答日・回答方法

令和８年１０月９日（金）までに本市ホームページにおいて回答する。

（4）質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

7　参加申込の手続き

（1）提出書類

・プロポーザル参加申込書（様式第１号）
・事業所概要（様式第２号）
・業務実績書（様式第３号）
・誓約書（様式第８号）
・泉佐野市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式第９号）

※コンソーシアムでの参加の場合、事業者の選定に係る申請及び応募手続きを行う事業者（以下、「代表事業者」という。）は、管理運営の主たる事業者とする。様式第９号については、代表事業者、構成事業者ともに提出することとし、併せて次の書類も提出すること。

・委任状兼プロポーザル参加者の構成事業者一覧表（様式第11号）

（2）提出部数　正本１部

※「泉佐野市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類も併せて提出すること。

①商業登記簿謄本（現在事項説明書、履歴事項全部証明書でも可）
②本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その３又はその３の３)
※泉佐野市内に支店、営業所又は本社がある場合は、泉佐野市の市税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）も提出すること
※コンソーシアムでの参加の場合、①及び②の書類は、代表事業者、構成事業者ともに提出すること。
③支店・営業所の場合、本社の委任状

（3）提出方法

郵送又は持参（電子メールでの提出は認めない）

（4）提出場所

「15 事務局」に記載のとおり

（5）提出期間及び提出期限

令和８年９月２９日（火）から<u>１１月２日（月）午後５時１５分まで【必着】</u>

※期間内の提出については、平日午前８時４５分から午後５時１５分までの間に提出すること。

8　企画提案書等の提出

（1）提出書類等

①企画提案書表紙（様式第５号）

②予定担当者調書（様式第 6 号）
③企画提案書（様式自由。ただし、内容については、仕様書に基づいたもの、かつ「審査項目」に沿ったものであること。なお、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。）
④施設候補先の所在地（住所）、位置図、想定延べ床面積を示したもの（様式自由）
※位置図については、周囲 200 メートル程度までを示したものとすること。
⑤工程表（様式自由）
⑥価格見積書（様式第 10 号）

（２）提出部数　正本１部、副本６部

（３）作成上の留意点
①文字の大きさは、原則として 10 ポイント以上とする。
②文字を補完するための図、表、写真、イラスト等の使用は任意とする。
③企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。
④企画提案書の下段中央部にページ番号を付すこと。
⑤用紙サイズは、Ａ４を基本とし、Ａ４を超えるものは折込でＡ４とすること。

（４）提出方法
郵送又は持参（電子メールでの提出は認めない）

（５）提出場所
「15 事務局」に記載のとおり

（６）受付期間
令和８年９月２９日（火）から１１月２日（月）午後５時１５分まで【必着】
※期間内の提出については、平日午前８時４５分から午後５時１５分までの間に提出すること

9　選定方法

本業務の委託に当たり、参加資格の審査及びプロポーザルの提案内容の審査、選定を行うため、妊産婦シェルター設置等業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）を設置して、当該業務の遂行に最も適した委託事業者を選定し、その者を優先交渉権者と定め、契約締結に向けて契約内容等の交渉を行う。なお、交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の優先交渉権者と交渉を行うものとする。

（１）　プレゼンテーション審査
① 実施日時 令和８年１１月１１日（水）予定
※実施時間等は、後日通知するものとする。
※プロポーザルへの参加事業者数等により変更する可能性がある。
② 実施場所 泉佐野市役所
③ 実施方法

内　訳	時　間
準備時間	５分間
説明時間	２０分間
質疑応答	１５分間
撤去時間	５分間（※可能な限り速やかに実施）

ア．プレゼンテーションの会場への入室は本業務の主担当を含む 4 名以内とし、説

明前に入室者の氏名を口述するものとする。また、主たる説明・質疑応答は、本業務の主担当者が行うこと。

イ．プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器は、各提案者が用意すること。 ただし、スクリーン・プロジェクターは委員会が用意するので、使用する場合は事前に連絡すること。

ウ．プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

10　優先交渉権者の選定

委員会において、下記の事項に基づき、優先交渉権者の選定を行う。

（１）選定手順

①委員会における審査において、最も高い評価を受けた事業者を、優先交渉権者として選定する。なお、あらかじめ設定した最低基準点（評価配点合計の６割）に満たない場合には、選定を行わず、再公募するものとする。

②評価点が同点の場合は、価格評価項目の評価が高い事業者を選定する。

③提案者が１者のみの場合、最低基準点（評価配点合計の６割）以上であれば委託先候補者（優先交渉権者）とする。なお、提案者が１者の場合においては、価格評価項目を除いた評価点で判断するものとする。

④優先交渉権者として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合又は同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に本業務についての交渉を行う。

（２）評価基準

参加表明書類や企画提案書類、プレゼンテーションを基に、別表「審査項目」に基づいて審査を行う。

11　結果通知等

審査結果は、優先交渉権者として決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で選定又は非選定の結果及び総合点を通知するとともに、優先交渉権者となった者については、本市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

12　契約締結等

審査の結果、優先交渉権者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。

コンソーシアムの場合、妊産婦シェルター設置業務委託及び妊産婦シェルター管理運営業務委託を一体の事業として発注するために、基本契約を締結する。更に基本契約に基づき、妊産婦シェルター設置業者（構成事業者）と妊産婦シェルター設置業務委託を締結し、妊産婦シェルター管理運営業者（代表事業者）と妊産婦シェルター管理運営業務委託を締結する。

なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約できない場合、次点者と契約交渉

を行うものとする。
（1）「5 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
（2）契約交渉が成立しないとき、又は優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
（3）提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
（4）その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

13　情報公開及び提供に関すること

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、泉佐野市情報公開条例（平成 11 年 12 月 22 日条例第 27 号）に基づき公開する。

14　その他

（1）本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
（2）参加申し込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式第７号）を提出すること。
（3）企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
（4）業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
（5）提出書類は返却しない。
（6）審査により選定された優先交渉権者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から、再度、仕様及び価格等の細目について協議、調整を行い、契約を締結することとする。
（7）契約に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、本業務の目的達成のために契約予定者と協議の上、決定することとし、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。
（8）発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
（9）発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
(10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
①提出期限を過ぎて提出された場合。
②提出書類等に虚偽の記載があった場合。
③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合。
④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合。
(11) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
(12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
(13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

15　事務局

〒５９８－８５５０
大阪府泉佐野市市場東１丁目１番１号
泉佐野市こども部こども家庭課
電話番号：０７２－４６３－１２１２（内線２３７１）
ＦＡＸ　：０７２－４６９－３３６３
E-mail　：kodomo@city.izumisano.lg.jp

別表「審査項目」

審査項目		評価基準	様式	評価点
業務実施体制	業務実績	これまでの実績から本業務に関するノウハウを豊富に有しているか。	企画提案書	10
	業務体制	施設の運用に当たり、適切な管理体制が構築されているか。また知見・適応力がある相談人員が十分に配置されているか。	企画提案書	10
	相談支援・生活支援	妊産婦等生活援助事業としての相談支援や生活支援を適切に実施できるか。	企画提案書	10
	関係機関等との連携	緊急を要する場合を含め、適宜、市、医療機関その他の関係機関や支援先との連携がとれるか。またそれに必要な資器材やネットワーク環境が整備されているか。	企画提案書	10
企画提案内容	施設設置場所	シェルターの候補地が、本事業の背景や目的を踏まえたものとなっているか	企画提案書	10
	間取り・設備	利用者の部屋や共用スペースが数及び広さともに十分に確保されているか、また生活に必要な家具や家電などが適切に設置されているか。	企画提案書	10
	セキュリティ	防犯面も含め利用者が安心・安全に利用することができるような計画になっているか。	企画提案書	10
	柔軟な対応	事業実施にあたり、市の意見を踏まえた整備又は変更が可能であるか。また受診等の移動の際に、円滑な交通手段の確保が可能か。	企画提案書	10
価格評価	提案価格	本実施要領に基づく提案上限額の範囲内であるか、また施設供用後の運営管理費についても優位性が認められるか。	様式第 10 号	20

別表の各審査項目について、配点×評価区分による絶対評価で点数をつける。
（客観的評価：実施体制及び価格点を除く）